

老人デイサービスセンターなしのき
指定通所介護サービス

《重要事項説明書》

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2471200184号)

社会福祉法人伊賀市社会事業協会

当事業所は、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 事業の実施地域及び営業時間	4
4. 職員体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 契約の終了について	6
7. 事故発生時の対応について	7
8. 非常災害対策について	8
9. 業務継続計画の策定について	8
10. 高齢者虐待防止について	8
11. 身体拘束について	8
12. 感染症予防、まん延防止の対策について	8
13. 苦情の受付について	9
<付属文書>	11

* 当事業所へのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人伊賀市社会事業協会 |
| (2) 代表者名 | 理事長 藪内 勝 |
| (3) 法人所在地 | 三重県伊賀市朝屋739番地の2 |
| (4) 電話番号 | 0595-21-5545 |
| (5) 設立年月日 | 昭和23年9月16日 |

2. 事業所概要

- | | | | |
|--------------|------------------|------------|-------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定通所介護事業 | 平成12年3月31日 | 三重県指定第2471200184号 |
| (2) 事業所の名称 | 老人デイサービスセンターなしのき | | |
| (3) 事業所の住所 | 三重県伊賀市朝屋739番地の2 | | |
| (4) 電話番号 | 0595-22-0506 | | |
| (5) 施設長(管理者) | 永井 彰子 | | |
| (6) 事業所の運営方針 | | | |

当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行ないます。そのことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の介護負担の軽減を図ります。

①在宅で介護を必要とするご利用者に対し、心身機能の保持とリハビリテーション、日常生活の活性化や社会的孤立の解消を図ります。また、ご家族など介護者の身体的、精神的負担の軽減に努めます。

②介護サービス計画(ケアプラン)に基づく通所介護計画を作成し、一人ひとりに寄り添った援助を行います。

③地域に開かれた施設として、地域との連携を一層密にすることによって、在宅における介護環境の改善を図ります。

- | | | | |
|---------------|-----------|-----|--|
| (7) 開設年月日 | 平成9年4月1日 | | |
| (8) 利用定員 | 25名 | | |
| (9) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 | 2階建 | |
| (10) 建物の延べ床面積 | 459.14㎡ | | |
| (11) 事業所の周辺環境 | | | |

私たちの施設は、伊賀盆地を指呼の間に望む緑豊かな丘陵地にあります。騒音もなく、日当りは良好です。名阪国道、JR、近鉄等、交通へのアクセスも比較的便利です。

- | | |
|-----------|--|
| (12) 併設事業 | |
|-----------|--|

第1号通所事業通所型サービス（現行相当サービス）

平成28年10月1日 伊賀市指定第2471200184号

第1号通所事業通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

平成28年11月1日 伊賀市指定第24A1200302号

介護老人福祉施設 定員 50名

平成12年3月31日 三重県指定第2471200101号

短期入所生活介護 定員 20名

平成12年3月31日 三重県指定第2471200101号

介護予防短期入所生活介護 定員 短期入所生活介護を含み20名

平成18年4月1日 三重県指定第2471200101号

通所リハビリテーション 定員 10名

平成20年8月1日 三重県指定第2471200721号

居宅介護支援事業

平成12年3月31日 三重県指定第2471200077号

盲養護老人ホーム 定員50名

昭和46年7月1日

特定施設入居者生活介護事業

平成19年4月1日 三重県指定第2471200580号

訪問介護事業

平成18年9月1日 三重県指定第2471200549号

第1号訪問事業（伊賀市総合事業）現行相当サービス

平成28年10月1日 伊賀市指定第2471200549号

第1号訪問事業（伊賀市総合事業）緩和サービス

平成28年11月1日 伊賀市指定第24A1200286号

障害者支援施設 定員 20名

平成13年5月15日 三重県指定第2411200187号

特定相談支援事業

平成26年4月1日 三重県指定第2431200563号

障害児相談支援事業

平成28年4月1日 伊賀市指定第2471200077号

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 伊賀市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、年末年始〔12/31～1/3〕を除く）
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～16時15分

4. 職員体制

(1) 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	配置基準	業 務 内 容
施設長	1名	1名	全ての業務を統括します。
生活相談員	1名	1名	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	2.7名	2名	ご利用者の日常の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
看護職員	1名	1名	ご利用者の健康管理や日常生活上の援助等を行います。
調理員	1名		調理業務を担当します。

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
生活相談員・介護職員・看護職員	8時30分～17時30分 5名
調理員	8時00分～17時30分 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の法令等で定められた負担割合分が介護保険より給付されます。ご利用者にご負担いただく通常の利用料は【別紙1】の通りです。

＜サービスの概要＞

①食事

栄養士が、栄養並びに嗜好を考慮した献立を作成します。ご利用者の自立支援のため、離床し食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼食：12時15分より

②入浴

ご利用者の希望により入浴を行います。（但し、看護師によるバイタルチェックにて異常がある場合は、入浴できません。）

③排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を予防するための訓練を実施します。また、レクリエーションや創作活動を通じ、ご利用者の心身機能向上に努めます。

⑤送迎

事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費 利用料金：1日当たり 700円

食事、おやつに係る原材料費及び調理に係る費用です。

②おむつ代 利用料金：実費（おむつは、原則としてご利用者でご準備ください）

③写真代 利用料金：実費

当事業所で撮影した写真を、ご利用者の希望により購入していただけます。

④レクリエーション、創作活動など 利用料金：材料代等の実費

ご利用者の希望により、レクリエーションや創作活動に参加していただくことができます。

⑤複写物 利用料金：1枚当たり 10円

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

＜サービスの利用料＞

（3）利用料のお支払い方法

利用料は、1か月ごとに月末締めで計算し、翌月13日頃に請求させていただきますので、25日までに下記のいずれかの方法でお支払ください。

ア、窓口での現金支払い

イ、下記指定口座への振込

金融機関名	百五銀行上野支店
口座番号	普通預金 1 5 0 1 7 0
口座名義	しゃかいふくしほうじん い が し しゃかいじぎょうきょうかい 社会福祉法人伊賀市社会事業協会
	りじちよう やぶ うち まさる 理事長 藪 内 勝

ウ、指定口座からの自動引落

利用月翌月の27日に引落（金融機関が休日の場合は、翌営業日）

6. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに、ご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により、ご利用者の心身状況が要支援認定又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者又はサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者又はサービス従事者が、故意や過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又

は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他のご利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた時又は傷つける恐れがある時に、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することがあります。

①ご利用者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が、故意又は重大な過失等により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご利用者又はご利用者の家族等からの職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為やセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 事故発生時の対応について

事業者は、事故の発生・拡大を防止するため、次の各号にあげる必要な措置を講じます。

(1) 事故が発生した場合の対応方法を定めた事故発生防止のための指針の整備。

(2) 事故発生防止のための委員会を設置し、定期的に開催します。またその内容については職員に周知します。

(3) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合（ヒヤリハット）にその件について報告し、自己分析、改善内容を職員間で共有します。

(4) 事故が発生し場合は速やかにご利用者の家族、市町村、その他関連機関に連絡し、必要な措置を講じます。

(5) 事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者の故意、又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

8. 非常災害対策

共同防火管理協議会において、非常災害に関する具体的計画を別に作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を実施します。また、訓練の実施にあたり、地域の消防団や住民との連携に努めます。

9. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います

10. 高齢者虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置

【虐待防止に関する担当者：生活相談員 尾崎 真】

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、ご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、ご利用者又は家族等に説明し同意を得た上で必要最小限の範囲内で行う場合があります。その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録します。

12. 感染症予防、まん延防止の対策について

事業所内における感染症の予防、又はまん延しないように、次の各号にあげる措置を講じま

す。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともにその内容を職員に周知します。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 苦情の受付について

当事業所における苦情や相談は、以下の苦情受付担当者がお受けします。

苦情受付時間	午前8時30分～午後5時30分
苦情受付担当者	生活相談員 尾崎 真
苦情解決責任者	センター長 永井 彰子
電話番号	0595-22-0506

(1) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方々を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご利用者は、当事業所への苦情やご意見について、第三者委員に相談することができます。

第三者委員	連絡先電話番号
竹 内 佐千子	0595-37-0939
塚 本 初 子	0595-21-3991
石 山 淑 子	0595-21-2766

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊賀市介護高齢福祉課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	三重県伊賀市四十九町3184番地 0595-26-3939 0595-26-3950 午前8時30分～午後5時15分
三重県国民健康保険 団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 059-222-4165 059-222-4166 午前9時～午後5時

三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	三重県津市桜橋2丁目131番地 059-224-8111 059-213-1222 午前9時～午後5時
-------------------------------------	------------------------------	--

＜ 重要事項説明書付属文書 ＞

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①	当事業所の担当者が、通所介護計画の原案作成のために、事前にカンファレンスを実施します。
---	---



②	担当者は、通所介護計画の原案について、ご利用者及びそのご家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
---	--



③	担当者は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、若しくはご利用者及びご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認します。その必要がある場合には、ご利用者及びご家族等と協議して、通所介護計画を変更します。
---	---



④	通所介護計画が変更された場合には、ご利用者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。
---	---



2. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、サービス提供にあたり次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態をみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご利用者から聴取、確認のうえサービスを実施します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管します。ご利用者あるいは代理人が請求した場合には閲覧に応じ又は複写物を交付します。
- ④ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きご利用

用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。

⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、守秘義務を有し、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な理由無く第三者に漏らしません。その守秘義務は、サービス提供の契約終了後及びサービス従事者又は従業員が退職後も同様とします。

なお、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の使用にかかる同意書」をご確認ください。

⑥事故等が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

⑦天災その他の災害が発生した場合、従業者等はご利用者の安全を第一に避難等の適切な措置を講じます。

3. サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、下記の事項をお守りください。

①ご利用前の健康診断書の提出

共同生活の場として、ご利用者の健康チェックをさせていただきます。必要あれば感染症の有無等を含む健康診断書を提出していただきます。

②利用中止の連絡について

利用の予約をキャンセルされる場合は、3日前までにご連絡ください。正当な理由のない突然の利用中止については食費等を請求させていただく場合があります。

③食事

食事(おやつ)が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までにお申し出があった場合は食費が免除されます。

④施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。

故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり汚したりした場合は、ご利用者の自己負担で原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当施設、敷地内において、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

⑤喫煙

当施設内では、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

事業者は、指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

住 所：三重県伊賀市朝屋 7 3 9 番地の 2
名 称：社会福祉法人伊賀市社会事業協会
老人デイサービスセンターなしのき
代表者：センター長 永井 彰子

説明者： _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住所： _____
(利用者)

氏名： _____ ㊞

契約代理人 住所： _____

氏名： _____ ㊞

利用者との続柄： _____

利用者欄を契約代理人が代筆した場合その理由

①利用者は、身体障がいにより自筆出来ないため。

②利用者は、認知症により自筆出来ないため。

③その他 _____